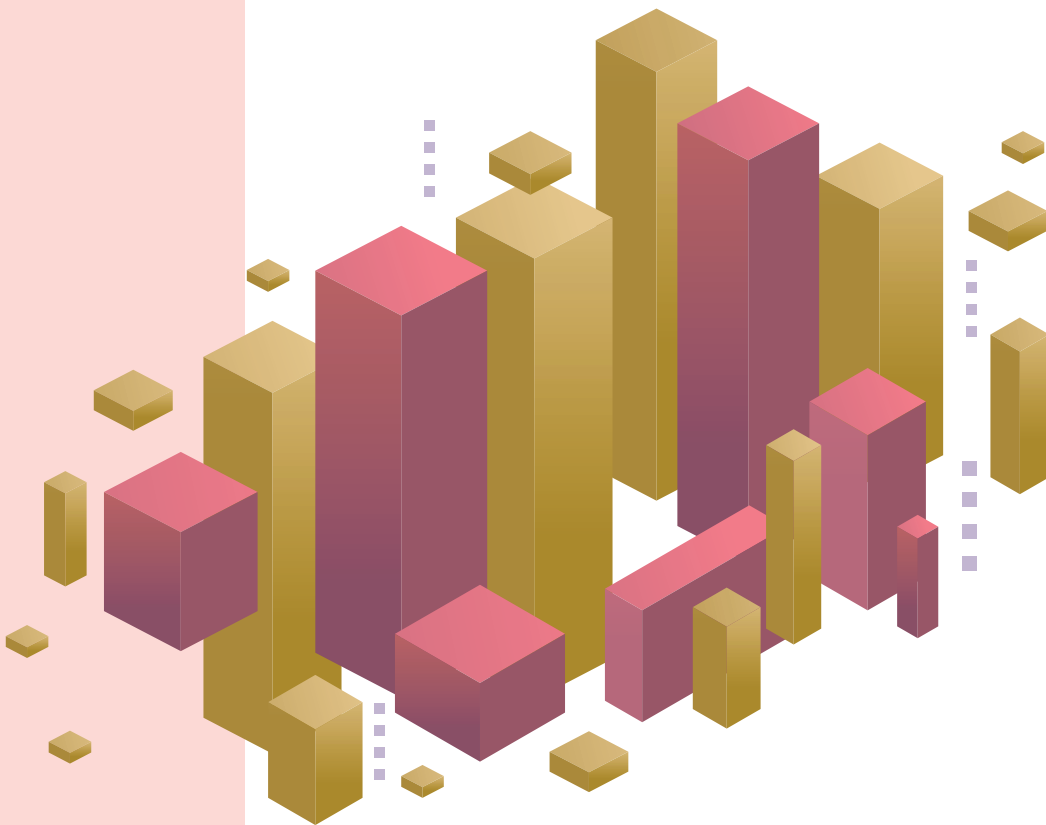


令和7年度制度改正対応版

生命保険の税務 —実践ガイド—

監修

税理士 山本英生



FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

CONTENTS

I 個人向け生命保険税務

1 生命保険料控除

- ①所得税の生命保険料控除6
- ②住民税の生命保険料控除12

2 個人が受け取る死亡保険金

- ①適用される税の種類14
- ②保険料負担者が2人以上の場合16
- ③保険金の非課税金額17
- ④収入保障保険(特約)から受け取る
収入保障年金に対する課税19

3 個人が受け取る満期保険金

- ①受取人が保険料を支払っていたとき20
- ②受取人でない人が保険料を
支払っていたとき22
- ③会社や事業主が保険料を
負担していたとき23
- ④契約関係・課税関係一覧表23

4 生命保険契約に関する 権利の価額

- ①生命保険契約に関する権利の価額とは24

5 個人が受け取る諸給付金

- ①高度障害保険金、入院給付金、
障害給付金など25
- ②こども保険27
- ③解約返戻金29
- ④契約者配当金29

6 個人年金保険

- ①保険料を支払ったとき31
- ②年金受取開始前(運用期間中)に
解約したとき31
- ③年金受取開始前(運用期間中)に
被保険者が死亡したとき32
- ④年金受取開始前(運用期間中)に
契約者が死亡したとき32

- ⑤毎年の年金を受け取ったときの
課税関係33
- ⑥年金受取開始後に年金の一括払いを
受ける場合の課税関係38
- ⑦年金受取開始後に被保険者が
死亡したとき39
- ⑧年金受取開始後に年金受取人が
死亡したとき41

7 変額保険・変額個人年金保険の 税務上の取り扱い43

8 契約の変更にに関する税務

- ①生存中に契約者や受取人を
変更したとき43
- ②被保険者でない契約者が
途中で死亡したとき44
- ③払済、延長保険へ変更した場合45
- ④転換に関する課税関係45
- ⑤契約者貸付金に関する税務46
- ⑥保険料(自動)振替貸付47
- ⑦増額・減額47
- ⑧失効・復活48

9 外貨建て契約の取り扱い

- ①保険料を日本円で支払い、その運用を
外貨建ての資産で行う場合48
- ②保険料を外貨建てで支払う商品48

10 支払調書

- ①契約関係支払調書49

II 法人向け生命保険税務

1 法人向け生命保険にかかわる 課税関係

- ①法人が支払う保険料50
- ②法人が受け取る契約者配当金67
- ③法人が受け取る保険金68

2 法人向け保険商品の約款上の 手続きにかかわる課税関係

①解 約	70
②契約内容の変更	71
③転 換	74
④払済保険	76
⑤延長保険	77
⑥契約者貸付	78
⑦保険料(自動)振替貸付	79
⑧減 額	80
⑨失効・復活	80

3 福利厚生プラン ($\frac{1}{2}$ 養老保険)

①福利厚生プランの契約形態 (法人税基本通達9-3-4(3))	83
------------------------------------	----

Ⅲ 生命保険と相続対策

1 相続対策に生命保険を活用する ことの有効性

2 納税資金対策

①死亡保険金を活用した納税資金対策	87
②相続財産をすべて残すために必要な 保険金額	87

3 税負担軽減対策

①生命保険の非課税金額の活用	89
②生前贈与の活用と効果	89
③贈与財産を保険料に充当する 生命保険加入	91

4 遺産分割対策

①円満な遺産分割	92
②代償分割	92
③遺留分侵害額請求の対応	93

5 二次相続対策

〈参考〉相続税制・贈与税制における 生前贈与加算の取扱いについて [概要]	95
---	----

参考資料

1 税率一覧	96
2 相続に関する基礎知識	98
3 相続財産をすべて残すために必要な 保険金額表 [概算]	99
4 相続税額早見表 [概算]	100
5 贈与税額早見表	102

※本稿は2025年4月1日現在の税制の情報をもとに作成しています。今後の変動にご注意ください。

I

Taxation of Life Insurance
for Individual

個人向け 生命保険税務

1 生命保険料控除

1 所得税の生命保険料控除

生命保険料控除は、納税者が所定の要件を満たす生命保険契約などの保険料を払い込んだ場合に、所定の区分に応じ、一定額を納税者の所得金額から控除する制度である。

なお、2012（平成24）年1月1日以後の契約については、平成22年度税制改正で生命保険料控除制度の改組が行われた。

（1）一般生命保険料控除の対象となる契約

一般生命保険料控除の対象となる契約は、次の通りである。

①保険金受取人

生命保険金の受取人には、満期保険金の受取人と死亡保険金の受取人とがあるが、この両方の受取人が、次の者でなければならない。

- 納税者本人
- 配偶者
- 配偶者以外の親族

なお、配偶者以外の親族とは、6親等内の血族、および3親等内の姻族を指す。これらの親族であれば、必ずしも生計を一にしていなくとも生命保険料控除は受けられる。

②契約の種類

主なものは、次の通りである。

- (ア)生命保険会社と契約した生命保険契約
- (イ)旧簡易生命保険契約、またはJAなどの生命共済契約
- (ウ)中小企業等協同組合法の特定共済組合および特定共済組合連合会と締結した一定の生命共済に係る契約

ただし、保険期間が5年未満の貯蓄保険および財形保険は、生命保険料控除の対象とならない。

なお、2012（平成24）年1月1日以後に締結した契約において、「身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる保険契約等に係る保険料」については、対象外となる。

③2011（平成23）年12月31日以前の契約における一般生命保険料控除について

2012（平成24）年1月1日以後の契約における「介護医療保険料控除」の対象として分

類されるものについて、2011（平成23）年12月31日以前の契約においては「一般生命保険料控除」の対象として取り扱う。

（２）介護医療保険料控除の対象となる契約

2012（平成24）年1月1日以後に締結された契約を対象として、生命保険会社または損害保険会社と契約した介護保障または医療保障を内容とする主契約や、入院・通院等に伴う給付部分に係る保険料（医療特約、介護特約等）が介護医療保険料控除の対象となる。具体的には、身体の傷害または疾病に対する保険契約（身体の傷害のみに基因して保険金が支払われるものを除く）のうち、次の事由に基づいてのみ保険金が支払われるもの。

- 身体の傷害を受けたこと、または疾病にかかったことを原因とする人の状態に起因して生ずる医療費控除の対象となる医療費、そのほかの費用を支払ったこと
（例）医療費用保険、介護費用保険
- 身体の傷害もしくは疾病またはこれらを原因とする人の状態
（例）がん保険、医療保険、介護保険
- 身体の傷害または疾病により就業することができなくなったこと
（例）所得補償保険

（３）個人年金保険料控除の対象となる契約

個人年金保険料控除の対象となる契約は、次の要件を満たすもので、かつ個人年金保険料税制適格特約を付加した生命保険契約に限られる。

①年金受取人

契約者またはその配偶者のいずれかで、被保険者と同一であること。

②保険料払込期間

10年以上の期間にわたって、定期に払い込みを行うものであること（一時払契約は、個人年金保険料控除の対象とならない）。

③年金の支払方法

終身、または受取人の年齢が60歳に達した日以後の日から、10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。

〈注〉上記年金の支払いのほか、被保険者が「重度の障がい」に該当した場合に、年金の支払いが開始される契約にあっては、10年以上（または終身）の期間にわたり年金を支払う定めであること。

④その他の要件

(ア)年金以外の金銭の支払いは、剰余金の分配や解約返戻金の支払いを除き、被保険者が死亡または重度の障がいに該当することとなった場合に限り行うものであること。

(イ)被保険者の死亡または重度の障がいにつき支払う額は、契約締結の日以後の期間または払込保険料総額に応じて通増的に定められていること。

(ウ)年金の支払いは、その年金の支払期間を通じて、年1回以上定期に行うものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。

(エ)剰余金の金銭による分配は、年金支払開始日前に行わないもの、または行う場合でも、分配をする年の払い込むべき保険料の範囲内の額とするものであること。

II

Taxation of Life Insurance for Company

法人向け 生命保険税務

1 法人向け生命保険にかかわる課税関係

1 法人が支払う保険料

(1) 保険料取り扱いの基本的な考え方

契約形態	死亡保険金受取人				満期保険金受取人、 年金受取人	
	定期保険・定期特約		養老保険・終身保険			
	法 人	役員・従業員の遺族	法 人	役員・従業員の遺族	法 人	役員・従業員
保険料の仕訳	定期保険料 (損金算入)	福利厚生費※1 (損金算入)	保険料積立金 (資産計上)	給 与※2 (損金算入)	保険料積立金 (資産計上)	給 与※2 (損金算入)

※1 特定の者のみのときは給与課税

※2 月額300円以下のときは所得税非課税（ただし、特定の者のみのときは課税）

法人にとって、支払保険料が給与・福利厚生費等の損金で処理できれば、法人税などの軽減につながる。資産計上とは、預金の預替を行ったというような意味合いで、税額を増減させるものではない。

従業員などの個人にとっては、給与扱いは所得税・住民税の負担が生じるが、福利厚生費扱いなら個人への課税は発生しない。

ワンポイントアドバイス

特別条件付契約の特別保険料(割増保険料)

この特別保険料は、損金算入することができます。その理由として、保険会社はこの特別保険料について、単年度ごとに精算しており、この部分からの解約返戻金が支払われることがないためです。

なお、生命保険会社によっては、特別保険料に積立部分（解約時に解約払戻金の財源になる部分）を組み込んでいるものも見られます。そのような場合には、特別保険料も主契約に準じた経理処理が必要となります。

(2) 保険種類・受取人別の保険料取り扱い一覧（原則的な取り扱い）

①養老保険（法人税基本通達9-3-4）

保険金受取人別による取り扱い区分				
I		II	III	IV
①死 ②満 法人	①死 ②満 遺族 (普遍性あり) 法人	①死 ②満 遺族 (普遍性なし) 法人	①死 ②満 遺族 被保険者	
保 険 料	主契約 保険料	保険料積立金 (資産)	福利厚生費 ($\frac{1}{2}$ 損金) 給与 ($\frac{1}{2}$ 損金)	給 与 (損金)
		保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	

②定期保険・第三分野保険（法人税基本通達9-3-5）

死亡保険金受取人別による取り扱い区分			
I		II	III
法人		遺族 (普遍性あり)	遺族 (普遍性なし)
保 険 料	主契約 保険料	定期保険料 (損 金)	福利厚生費 (損 金) 給 与 (損 金)

③保険料に相当多額の前払部分の保険料を含む定期保険・第三分野保険（法人税基本通達9-3-5の2）

次ページの、「(3) 2019（令和元）年7月8日以降の契約における定期保険および第三分野保険の保険料の新しい取り扱い」に記述。

④定期付養老保険（法人税基本通達9-3-6）

保険金受取人別による取り扱い区分					
I		II	III	IV	V
①死 ②満 法人	①死 ②満 遺族 (普遍性あり) 法人	①死 ②満 遺族 (普遍性なし) 法人	①死 ②満 遺族 被保険者 (普遍性あり)	①死 ②満 遺族 被保険者 (普遍性なし)	
保 険 料	定期部分	定期保険料 (損 金)	福利厚生費 (損 金)	給 与 (損 金)	福利厚生費 (損 金)
		保険料積立金 (資産)	福利厚生費 ($\frac{1}{2}$ 損金) 給 与 ($\frac{1}{2}$ 損金)	給 与 (損 金)	給 与 (損 金)
保 険 料	養老部分	保険料積立金 (資産)	保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	給 与 (損 金)

III

生命保険と相続対策

1 相続対策に生命保険を活用することの有効性

生命保険は以下の特性を有するため、相続対策において効果的な活用ができる。

- ①死亡保険金の場合、契約した保険金額が被保険者の死亡のタイミングで支払われる。
- ②保険金は原則として、受取人の固有の財産とされる。
- ③保険金および解約返戻金、生前給付金など、保険事故や解約によって受取人や契約者が受け取る給付によって、現金の確保が可能になる。

①について

「被相続人＝被保険者」の生命保険に加入しておけば、相続発生タイミングで死亡保険金が支払われる。そのため、受取人を相続人に指定することで、相続人は相続発生に伴って必要となる資金に死亡保険金を充てることができる。相続発生時に必要な資金を確実に確保でき、生命保険の活用が有効となる。

②について

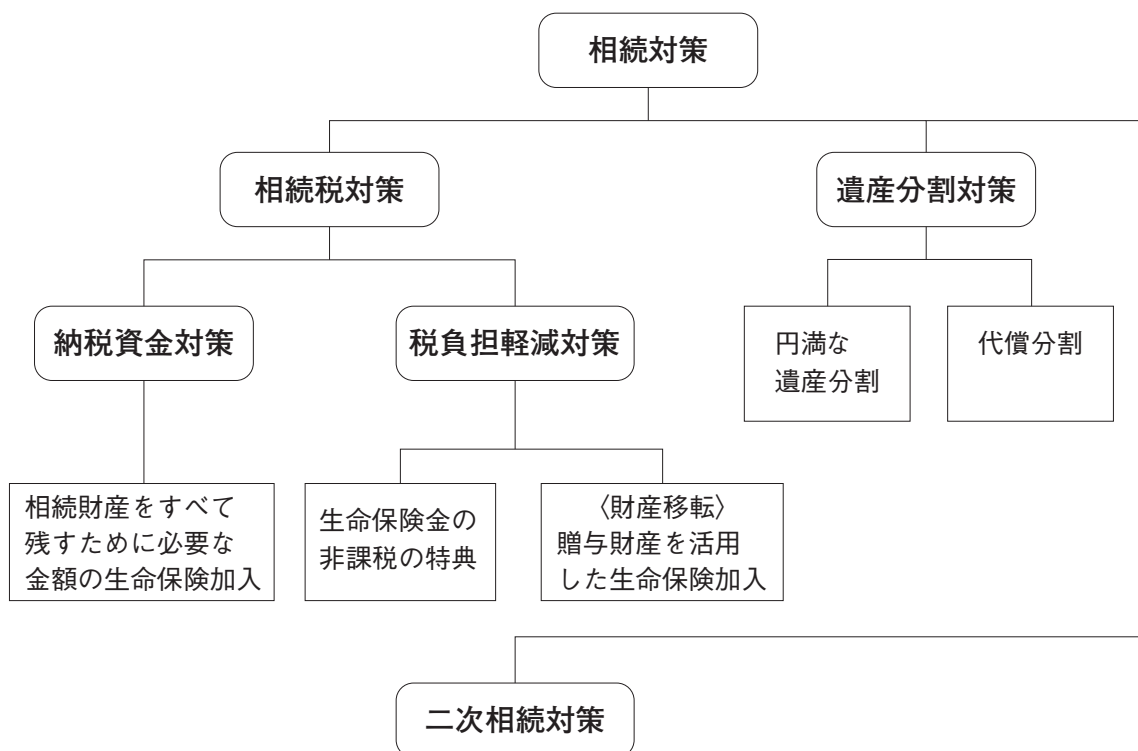
保険金は、原則として受取人の固有の財産とされるため、死亡保険金は遺産分割の対象とはならない。つまり、被相続人が特定の人になんらかの財産を残したい場合には、その人を受取人に指定することで死亡保険金を受け取らせることができ、生命保険の死亡保険金として財産を残すことができる。また、死亡保険金を受け取った側は原則として、他の相続人とは関係なく、死亡保険金を自己の用途に自由に活用可能となる。

③について

相続発生に伴って対応が必要となる「相続税の納税」および「遺産分割」においては、現金などの流動性のある財産の準備が不可欠となる。生命保険の保険金や解約返戻金などは現金で支払われるため、受取人は同時に現金を取得することができ、相続対策に効果的に活用することができる。

生命保険を活用した相続対策の全体像を図解にすると、次のようなイメージとなる。

生命保険を活用した相続対策（全体図）



2 納税資金対策

相続税は原則として相続開始後10カ月以内に現金で納付しなければならない。生命保険であれば所定の手続きにより速やかに確実に現金を準備することができる。

1 死亡保険金を活用した納税資金対策

生命保険の死亡保険金は、被保険者死亡によって支払われるので、受取人を相続人に指定しておけば、相続人は受け取った死亡保険金を納税資金として活用可能となる。

加入する生命保険の契約形態は、以下の2通りが考えられ、実際の用途に適した形態を選択することになる。

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金の課税形態
①	被相続人	被相続人	相続人	相続税 (非課税金額の適用可)
②	相続人	被相続人	相続人	所得税・住民税 (一時所得)

2 相続財産をすべて残すために必要な保険金額

相続税の納税資金を生命保険金で準備する場合、相続税額分の生命保険に加入すればよいと考えがちであるが、受け取った生命保険金も「みなし相続財産」として相続財産に加

参考資料

1 税率一覧

●所得税（税額速算表）

課税所得金額(a)		税率(b)	控除額(c)
195万円以下		5%	—
195万円超	330万円以下	10%	97,500円
330万円超	695万円以下	20%	427,500円
695万円超	900万円以下	23%	636,000円
900万円超	1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超		45%	4,796,000円

* 税額=(a)×(b)−(c)

●住民税

[所得割]	課税所得金額	標準税率
	一律	10%（道府県民税4%＋市町村民税6%）

[均等割]	道府県民税1,000円＋市町村民税3,000円＝4,000円（標準税率）
-------	--------------------------------------

* 2023（令和5）年度まで標準税率に上乗せされていた1,000円について、2024（令和6）年度以降は森林環境税（国税）として引き続き徴収される。

●相続税（税額速算表）

各法定相続人の取得価格(a)		税率(b)	控除額(c)
1,000万円以下		10%	—
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超	20,000万円以下	40%	1,700万円
20,000万円超	30,000万円以下	45%	2,700万円
30,000万円超	60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円超		55%	7,200万円

* 税額=(a)×(b)−(c)

●贈与税〔暦年課税〕（税額速算表）

基礎控除後の課税価格(a)		特例贈与 ^{※1}		一般贈与 ^{※2}	
		税率(b)	控除額(c)	税率(b)	控除額(c)
200万円以下		10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下			20%	25万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円		

* 税額=(a)×(b)−(c)

※1 18歳（年齢は贈与の年の1月1日時点）以上の者が直系尊属から受ける贈与

※2 特例贈与以外の贈与

●贈与税 [相続時精算課税]

項 目	内 容
贈与者の要件	60歳以上の祖父母または父母など（贈与の年の1月1日時点）
受贈者の要件*	18歳以上の直系卑属である推定相続人または孫（贈与の年の1月1日時点）
税率	一律20%
基礎控除額	110万円（毎年控除・2024（令和6）年1月1日以降の贈与が対象）
特別控除額	2,500万円（基礎控除適用後の累計）
贈与税額の計算	（贈与額累計－2,500万円）×20%
相続時の取り扱い	相続時精算課税制度適用の贈与財産全てを基礎控除適用後の金額の累計で相続財産に加算し、贈与税額を精算
加算時の評価額	贈与時点の評価額

※ 事業承継税制の特例適用の場合、「直系卑属である推定相続人または孫」以外も可

●法人税

法人の種類		税 率	
		2025（令和7）年4月1日から2027（令和9）年3月31日の間に開始する事業年度	2027（令和9）年4月1日以降に開始する事業年度
普通法人	大企業（資本金1億円超の法人および相互会社）	23.2%	
	中小法人（資本金1億円以下の法人）	23.2%（15%*）	23.2%（19%）
一般社団法人等および公益法人等とみなされているもの		23.2%（15%*）	23.2%（19%）
協同組合等・公益法人等		19%（15%*）	19%
人格のない社団等		23.2%（15%*）	23.2%（19%）

*（ ）内は、所得金額の年800万円以下部分に適用される税率

※ 所得10億円超の場合は17%となるほか、通算法人は軽減税率の対象外

〈参考〉法人の実効税率の求め方（2025（令和7）年4月現在）

$$\text{実効税率} = \frac{\text{法人税率}^{*1} + \{\text{法人税率} \times (\text{法人住民税率}^{*2} + \text{地方法人税率}^{*3})\} + (\text{法人事業税率}^{*4} + \text{法人事業税率} \times \text{特別法人事業税率}^{*5})}{100\% + (\text{法人事業税率} + \text{法人事業税率} \times \text{特別法人事業税率})^{*6}}$$

＜計算例＞

資本金1億円以下の法人について課税所得800万円超部分の実効税率算出の場合（2025（令和7）年4月現在）

※1 法人税率 23.2%

※2 法人住民税（標準税率） 7.0%（法人道府県民税：1.0%＋法人市町村民税：6.0%）

※3 地方法人税 10.3%

*法人住民税と地方法人税の課税標準は法人税額なので、実効税率算出においては法人税率に乘じる

※4 法人事業税率 7.0%

※5 特別法人事業税率 37.0%

*課税標準は法人事業税の所得割額なので、実効税率算出においては法人事業税率に乘じる

※6 分母の計算 法人事業税と特別法人事業税は法人税の課税標準計算で損金算入されるため調整を行う

$$\text{実効税率} = \frac{23.2\% + \{23.2\% \times (0.07 + 0.103)\} + (7.0\% + 7.0\% \times 0.37)}{100\% + (7.0\% + 7.0\% \times 0.37)} = 33.58\%$$